

## 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 家畜の改良増殖関係者の協力責務の明確化

種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師その他の関係者は、国及び都道府県が行う家畜の改良増殖の促進に必要な施策に協力しなければならないものとする。 (第二条関係)

### 第二 家畜人工授精用精液等の安全性及び品質の適切な管理のための措置の強化

#### 一 家畜人工授精用精液等の保存場所に関する規律の明確化

家畜人工授精所等以外の場所で、家畜人工授精用精液又は家畜受精卵（以下「家畜人工授精用精液等」という。）を保存してはならないものとする。 (第十二条関係)

#### 二 家畜人工授精所等を介さない家畜人工授精用精液等の譲渡等の禁止

家畜人工授精所等において衛生的に保存されていることその他の農林水産省令で定める基準に適合しない家畜人工授精用精液等を譲渡等してはならないものとする。 (第十四条関係)

#### 三 家畜人工授精師の免許の欠格事由の厳格化

家畜伝染病予防法等の関係法規等に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその

執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者を絶対的欠格事由とすること。

(第十七条関係)

#### 四 家畜人工授精所の開設許可の欠格事由の厳格化等

(一) 家畜伝染病予防法等の関係法規等に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者等を絶対的欠格事由に追加するとともに、相対的欠格事由も拡充するものとする事。

(第二十五条関係)

(二) 家畜人工授精所の開設者は、家畜人工授精所を廃止し、休止し、又は休止した当該家畜人工授精所を再開しようとするときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬものとし、都道府県知事は、廃止の届出があったときは、その開設の許可を取り消さなければならぬものとする事。

(第二十五条の二及び第二十六条関係)

#### 第三 特に適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等の規制の整備

##### 一 農林水産大臣による特定家畜人工授精用精液等の指定

農林水産大臣は、高い経済的価値を有することその他の事由により特にその適正な流通を確保する必

要がある家畜人工授精用精液等を、特定家畜人工授精用精液等として指定することができるものとする  
こと。  
(第三十二条の二関係)

二 特定家畜人工授精用精液等を封入する容器への表示義務

獣医師又は家畜人工授精師は、特定家畜人工授精用精液等を容器に収めたときは、当該容器に、当該  
特定家畜人工授精用精液等に係る種畜の名称その他の農林水産省令で定める事項の表示をしなければな  
らないものとすること。  
(第三十二条の四関係)

三 特定家畜人工授精用精液等に係る譲渡等の記録及び保存

家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等の譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失をしたとき  
は、遅滞なく、譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失に関する事項を譲渡等記録簿に記載しなければならない  
とし、十年間保存しなければならないものとすること。  
(第三十二条の五関係)

#### 第四 行政庁の監督権限の強化等

一 特定家畜人工授精用精液等に係る規制違反に対する農林水産大臣の是正命令

農林水産大臣は、特定家畜人工授精用精液等に関する規制に違反した獣医師、家畜人工授精師又は家

畜人工授精所の開設者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるとすること。  
(第三十二条の六関係)

## 二 農林水産大臣による報告徴収

農林水産大臣は、特定家畜人工授精用精液等に関する規定の施行に必要な限度において、種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師、家畜の生産者その他の関係者から必要な事項の報告を求めることができるものとする。  
(第三十四条第一項関係)

## 三 運営状況についての都道府県知事への報告義務及び農林水産大臣への通知

家畜人工授精所の開設者は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、当該家畜人工授精所の運営の状況を都道府県知事に報告し、報告を受けた都道府県知事は、特定家畜人工授精用精液等に関する事項について農林水産大臣に通知しなければならないものとする。

(第三十四条第三項及び第五項関係)

## 四 不適正流通の場合の農林水産大臣又は都道府県知事による回収・廃棄命令

農林水産大臣又は都道府県知事は、第二の二に違反して家畜人工授精用精液等を譲渡した者に対し、

その譲渡した家畜人工授精用精液等の回収及び廃棄等を命ずることができるとすること。

(第三十五条の四関係)

## 第五 その他

罰則規定その他の規定について所要の整備を行うものとする。

(第三十八条から第四十二条まで関係)

## 第六 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律の一部を改正するものとする。

(附則第二条から附則第九条まで関係)